平成２５年（フ）第４７７号
石川県白山市長竹町139番地18
債務者　泉田　廣子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１０２号
石川県小松市符津町カ112番地１
債務者　大窪　　聡
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１号
三重県四日市市日永２丁目７番４号
債務者　伊藤　　基
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４号
三重県四日市市三重４丁目３番地　33―201
債務者　山川　健司
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第７号
三重県桑名市筒尾４丁目16番地８　リバーサイド筒尾104号、前住所三重県桑名市筒尾６丁目９番地１　サンライズハイツＡ棟101
債務者　光田　　勇
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目１番９号　アベニュー立花402、前住所兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目２番８―502号
債務者　濵本　洋一
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５５号
奈良県生駒市白庭台４丁目１番４号
債務者　宮﨑　聡美（旧姓音田）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１７８号
鳥取県鳥取市的場４丁目63番地　メゾン・プレール101号
債務者　齋藤　裕弥
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８５号
愛媛県松山市春日町10番地４　山十マンション210号
債務者　江戸　泰子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９５号
愛媛県松山市余戸東５丁目８番21号
債務者　中屋敷賢志
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０３号
愛媛県松山市小坂１丁目１番10号　八束マンション501号
債務者　月原美代子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４号
愛媛県松山市立花１丁目11番28号
債務者　鈴木　博文
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５号
愛媛県松山市竹原３丁目18―７　ハウス松本101号室、住民票上の住所愛媛県松山市小坂５丁目19番18号　ベルハイム38―102号
債務者　森貞　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４号
福岡県久留米市城南町10番地８　宮原ハイツ202号
債務者　岩坂　幸治
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第８１号
大分県中津市大字上宮永1272番地２
債務者　下村　和**牟**
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第８３号
大分県中津市大字高瀬1098番地１　市営森ノ下２号住宅
債務者　小林　福世
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７０号
茨城県取手市井野団地３番17―103号
債務者　朝山　悦子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係